

都市計画法第 53 条第 1 項の規定による建築の許可に関する基準

平成 16 年 2 月 2 日 制定

千葉県 都市計画課

(許可の基準)

1 都市計画道路、都市計画公園等の都市計画施設の区域又は土地区画整理事業等の市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする場合の、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 53 条第 1 項の規定による許可については、次のいずれかに該当する場合に行なうものとする。

(1) 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること(法第 54 条第 1 号)。

(2) 当該建築が、法第 11 条第 3 項の規定により、都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る(法第 54 条第 2 号)。

(3) 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること(法第 54 条第 3 号)。

イ 階数が 3 以下(市長が別に定める都市計画事業の施行に支障のある区域内にあっては、階数が 2 以下)で、かつ、地階を有しないこと。

ロ 主要構造部(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 5 号に定める主要構造部をいう。)が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

(4) その他都市計画事業に適合している等により、市長が都市計画上特に必要があると認める場合。

(標準処理期間)

2 本許可に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 6 条の規定による標準処理期間は 14 日間とする。

ただし、下記の期間は標準処理期間の算定に含まない。

(1) 申請書類の形式上の不備等の補正に要する期間

(2) 審査の上で関係資料がさらに必要となりその提出を求めた場合で、その応答に要した期間

(3) 千葉市の休日を定める条例(平成元年千葉県条例第 1 号)第 1 条第 1 項に定める本市の休日

(4) 申請者の都合により変更を行なった場合で、その修正に要した期間